

三木町農業委員会

令和 6 年 1 2 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和6年12月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和6年12月20日

(会議時間) 14:57～16:42

(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 18名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設委員会審議報告について

- 事務局 只今から12月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。本日の議事録署名委員につきましては、松田委員さんと沖藤委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長、議事進行よろしくをお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【番号1～13について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 13件の説明が終わりました。地区担当の農業委員の方、補足の説明がございましたらお願いします。1番、2番が私の地区ですが、1番は先ほど事務局から説明がありましたように、この土地の隣接地が後ほどの5条申請で出てきます。そこで転用して住宅が新築されるので、その隣を家庭菜園地として購入するということであります。それから2番は●●地区になりますが、若い方に農地を譲るということです。次3番お願いします。
- 藤澤委員 3番ですけど、譲受人の方がその周囲の農地を持っていますので、話ができたということで、特に問題はないと思います。
- 溝渕委員 4番、5番の譲受人はイチゴを作っておりまして、申請地の隣接にハウスを建ててイチゴを作っております。譲渡人より買ってくれないかとの要望があって、これからイチゴのハウスを広げていく計画もあったので、購入するということになりました。
- 松田委員 6番ですが●●さんの自宅のすぐ横の農地で、基盤整備した際に少し半端で残った土地を譲渡人が耕作しにくいということもあって、売却するということがまとまったようで、特に問題はありません。
- 溝渕副会長 7番の譲受人は、農地の規模を拡大しようとしており、農地を手放したい譲渡人と話がまとまったため、特に問題はないと思います。また、8番につきましては、7番の田んぼの並びであります。所有者は高齢により、田んぼを作らないため、もう手放すということで贈与の話がまとまりました。こちらも特に問題はないと思います。
- 沖藤委員 9番の●●さんから●●さんへの贈与ですが、先ほど事務局から説明があったように叔父と甥の関係でして、相続の権利がないということで生前贈与のような感じで●●さんに渡すということです。転用ありきの話ではなく、あくまでも新規就農ということですので特に問題はないと思います。
- 平井委員 10番、11番の●●さんは、●●をしている方ですが、●●がこの近辺の農地を転用して資材置場を作るというので、その開発区域に係る隣接農地も一緒に購入してほしいという要望を受けて家庭菜園地として取得し、果樹を植えるとのこと。それから12番ですが、これは●●さんの息子が住宅を新築する関係でその隣接農地を取得するということが特に問題はないと思います。
- 森委員 13番の●●の使用貸借権を設定する申請ですけど、非常に面積が小さいんですけど、

この後の5条申請にも関連があつて、息子が親から農地を使用貸借という形で借りて住宅を新築する際に排水管の埋設用地として農地の端を使用貸借するということです。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの13件の説明に対して、何かご質問ありますか。

古市委員 7番、8番で所有権移転贈与ということですが、親子とか親戚関係で贈与というのはよく聞く話ですけど、他人の間柄で贈与というはなかなかないので、そのあたりの事情が分かれば教えてください。

事務局 事務局の方で聞いているのは、ここの農地がだいぶ道から1m程度下がったところにあるため、非常に使い勝手が悪い農地で管理できないので、無償でもいいから引き取ってほしいという要望から贈与になったということのようです。譲受人の方で農地取得後、農地改良届を出して1m程度地上げをするというような話を聞いておりますので、そういった事情から売買代金の発生しない贈与という形になったと思います。

会長 9番は専業農家になるんですか。

沖藤委員 兼業になると思います。家庭菜園ではなくて、販売農家として就農すると聞いてます。

会長 今はまだ農家ではないんですね。

沖藤委員 そうです。

会長 耕作面積の枠で空白のものはどういった意味ですか。

事務局 今現在において耕作面積が0㎡というです。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号から第4号まで事務局より提案をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。議案第2号から第4号まであわせて説明いたします。なお、お配りしている個別の地図も併せてご覧ください。

【議案第2号から第4号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議、よろしくお願いします。

会長 4条、5条については、現地調査となるので、現地調査の報告をお願いします。

鈴木委員 それでは、現地調査の報告を行います。12月分の農地法関連の申請について、去る、令和6年12月13日(金)の午前9:00から5条申請8件、4条申請2件、5条事業計画変更3件につきまして、高尾会長、地下委員、私、事務局1名の計4名、及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号1、2及び5条申請番号5です。これらの案件につきましては、既に造成が行われ、宅地化しておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地等への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

- 会長 それでは地区担当の委員の方。補足説明がありましたらお願いします。
- 溝渕副会長 4条の1番と5条の5番ですが、早くから無断で造成をしております、倉庫と事務所を建てております。板金の工場と事務所でございます。譲渡人と譲受人は友人同士でこの度の所有権移転に合わせて無断転用の是正を行うということでもあります。始末書も出ているので特に問題はないと思います。
- 森委員 4条の2番ですが、●●の●●が亡くなり、その相続の時に土地を調査したところ、かなり以前から宅地を無断で広げておったことが判明したため、是正の申請をしたということです。
- 地下委員 5条の1番は●●という●●に住んでいる方が相続しました。空き家になっている宅地と併せて転用するということです。
- 会長 2番は私のところで併用地となっているところには古い家屋が建ってまして、そこも併せて分譲にすることです。3番はさきほど3条で出てきた関連ですけど、所有者の●●さんが、こちらには住んでいなくて、財産処分を考えていたところ、新築する住宅用地を探していた●●さんと話がまとまり申請に至ったということです。
- 川田委員 4番ですけど、●●の資材置場があるんですけど、そこが手狭になったので、隣の畑を造成し、敷地拡張することで、資材置場を広げるということです。
- 平井委員 6番ですけど、●●の農地ですけど、次男が●●に住んでいるんですけどこちらに帰ってきて分家住宅を建てるということですので、特に問題はないと思います。
- 原内委員 7番は、●●が田んぼも他の人をお願いしてやっていたんですが、2年ほど前から耕作もできていないような状況で、●●が買い取るということで話がまとまったようです。1点気になることは、隣接地でイチゴをやっている方がおりまして、冬場にボイラーの音がするのは理解してくださいということで、当事者同士話し合いをして分かってもらえているということのようなので、特に問題はないと思います。
- 森委員 8番と9番は同じ計画になるので一緒に説明します。場所は●●のすぐ西になります。●●の息子さんが住宅を建てるということで、使用貸借権の設定です。また、道と親の土地との間に細長い土地が残っておりまして、この部分は売買による所有権移転をする予定です。
- 会長 議案の4号は事務局から説明のあった通り工期の延長です。各案件ともに残っている分譲の区画は1区画になります。変更後の事業計画は令和8年までです。それでは議案の2～4号で質問のある方がいらっしゃいましたらお願いします。
- 会長 5条の7番は何区画の予定ですか。
- 事務局 13区画の予定です。
- 会長 7番は小学校まで5、600mくらいですか。
- 事務局 白山小学校まで800mくらいだと思います。
- 会長 他に質問はありませんか。
- 委員一同 （質問なし）
- 会長 なければ採決に入ります。まず議案第2号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第3号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第4号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第5号について事務局より提案をお願いします。

事務局 議案書の7ページをご覧ください。続きまして議案第5号、非農地証明願について説明します。【議案第5号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議、よろしくお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して、何かご質問はありますか。

沖藤委員 さきほどの5条申請で出てきたところと同じ場所ですか。

森委員 はい、そうです。

沖藤委員 申請箇所が被っているわけではないですね。

森委員 道の部分になるので5条の申請場所とは異なります。

会長 1番のところは地籍調査まだ入ってないんですか。

地下委員 まだ入ってないんです。

会長 他に質問ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 なければ採決に入ります。議案第5号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第6号について事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の12ページをご覧ください。今月分は相対の利用権設定は全て更新案件のため、香川県農地機構を通しての貸借から説明します。
【番号1から番号26について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 はい、それでは順次気がつく点がありましたら質問をお願いします。

鈴木委員 最後の売買事業ですが、売買金額全部で50万円というのは、2筆あわせて50万円という意味ですか、それとも2筆がそれぞれ50万円で合計100万円という意味ですか。

事務局 2筆あわせて全部で50万円という意味です。

会長 他に何か質問ありますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認とします。審議事項は以上となります、続きまして、報告議案について説明をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。報告第1号及び第2号について説明します。【番号1から朗読(別紙、議案書のとおり)】

会長 報告事項にはなりますが、ご質問はございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 なければ、議案については以上となります。
続きまして、次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和6年11月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県、三木町分についてはともに0件でした。農地法第5条につきましては、香川県が14件、71,102.35㎡、三木町分は0件でした。以上になります。

会長 その他で何かありませんか。

委員一同 (特になし)

会長 それでは本日の審議と報告は以上になりますので、進行を事務局にお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に、事務局よりお知らせと今後の行事予定等についてそれぞれに説明させていただきます。

事務局 お手元に配布させていただいております、香川県農業会議からの通知、農地等利用の最適化の推進に係る活動強化について説明させていただきます。
【香川県農業会議からの通知について説明】

事務局 続きまして今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 長時間にわたりご臨席ありがとうございました。閉会に当たりまして溝渕課長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

溝渕副会長 (挨拶)

事務局 以上をもちまして農業委員会12月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。